

寝屋川市ユニーク経営賞表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、働き方改革の推進等に関するユニークな取組を行っている事業者を表彰し、当該事業者が行う働き方改革の推進等に関するユニークな取組を広く周知することにより、寝屋川市の区域内の事業者の働きやすい職場づくりに対する意識の醸成を図ることを目的とする。

(表彰の種類等)

第2条 表彰の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、選考基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 寝屋川市ユニーク経営賞市長賞

事業者（寝屋川市産業振興条例（平成25年寝屋川市条例第4号）第2条第2号に規定する事業者をいう。以下同じ。）が行っている働き方改革の推進等に関するユニークな取組について、優秀であると認められるもの。

(2) 寝屋川市ユニーク経営賞特別賞

事業者が行っている働き方改革の推進等に関するユニークな取組について、表彰するに値すると認められるもの。

(表彰の対象)

第3条 表彰の対象は、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

(1) 働き方改革の推進等に関して、以下に掲げる事項のいずれかについてユニークな取組を行っていること。

ア 所定外労働の削減に関すること。

イ 年次有給休暇の取得促進に関すること。

ウ 時間や場所にとらわれない柔軟な働き方に関すること。

エ 福利厚生の実施に関すること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、働き方改革の推進に関すること。

(2) 次の各号のいずれにも該当すること。

ア 市税を滞納していないこと。

イ 寝屋川市暴力団排除条例（平成25年寝屋川市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第5号に規

定する暴力団密接関係者でないこと。

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、第1条に規定する目的に照らし、寝屋川市ユニーク経営賞市長賞又は寝屋川市ユニーク経営賞特別賞として表彰することが不適當であると認められないこと。

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者は、寝屋川市ユニーク経営賞選考委員会の意見を聴き、市長が決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状を授与し、これに副賞を添えることができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、原則として3年ごとに市長が定める時期に行うものとする。

(事業者情報の掲載)

第7条 寝屋川市ユニーク経営賞市長賞又は寝屋川市ユニーク経営賞特別賞の表彰を受けた事業者（以下「ユニーク経営賞受賞事業者」という。）については、一定期間、当該事業者の情報を寝屋川市のホームページ等に掲載し、広く周知するものとする。

(表彰の取消し)

第8条 ユニーク経営賞受賞事業者が、次の各号に掲げる事項に該当するときは、認定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段で寝屋川市ユニーク経営賞市長賞又は寝屋川市ユニーク経営特別賞の表彰を受けたことが判明したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、ユニーク経営賞受賞事業者として不適當であることが判明したとき。

(委任等)

第9条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行について必要な事項は、この要綱を担当する部長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月4日から施行する。